

特定用途免税制度の枠組みにおける原材料輸入のためのサーベイヤーによる
検証作業の技術指針に関するインドネシア金属・機械・繊維産業総局長規定
No. 14/ILMTA/PER/7/2008

唯一神のご加護により、

金属・機械・繊維産業総局長は、

- a. Section 3 Notes for Schedule of Indonesia Note 2 in section 1 of Part 3 of Annex 1 referred to in Chapter 2 in Basic Agreement の中で、特定用途免税制度（User Specific Duty Free Scheme /USDFS）について定められていること、
- b. 工業大臣規定第 44 号（No. 44/M-IND/7/2008）の中で指名されたサーベイヤーによる検証作業において、目標を外さず、有益で、国内産業競争力を高めるために、検証実施のための技術指針を定める必要があること、
- c. a と b を考慮し、工業省の金属・機械・繊維産業総局長規定を発行する必要があること、

を考慮し、

1. 工業に関する法律1984年5号（官報1984年22号、官報追記3274号）
2. 統一インドネシア内閣結成に関する大統領令2004年187/M号及び数次にわたり改正され、その最終改正である、大統領令2007年77/P号
3. 統一インドネシア内閣結成に関する大統領令2004年187/M号及び数次にわたり改正され、その最終改正である、大統領令2007年31/P号
4. インドネシア共和国国務大臣府の地位、任務、機能、組織構成及び作業手順に関する大統領規定2005年9号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規定2006年94号
5. インドネシア共和国国務大臣府の組織ユニットとエセロンIの任務に関する大統領規定2005年10号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規定2007年17号
6. 工業省のエセロン I 管理の解任と任命に関する大統領令 2005 年 73/M 号
7. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意（Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership/IJ-EPA）に関する大統領規定 2008 年 36 号
8. 工業省の組織と作業手順に関する工業大臣規定第1号（No. 01/M-IND/PER/3/2005）
9. 物品分類システムと輸入品にかかる関税賦課に関する財務大臣規定第110号（No. 110/PMK. -010/2006）
10. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意における特定用途免税制度を用いた関税率の決定に関する財務大臣規定第96号（No. 96/PMK. 011/2008）
11. 関税減免便宜を利用する産業に関する規定と検証手順に関する工業大臣規定第27号（No. 27/M-IND/PER/5/ 2008）

本資料は、インドネシア工業省金属・機械・繊維産業総局長規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。本総局長規定の添付文書については省略しています。

出来る限り正確な翻訳につとめましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。

正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。

また、ジェットロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

12. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける特定用途免税制度を用いた関税率の利用が可能な産業グループに関する工業大臣規定第43号 (No. 43/M-IND/PER/6/2008)
13. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する特定用途免税制度の枠組みにおける検証作業実施者としてのサーベイヤーの指名/決定に関する工業大臣規定第44号 (No. 44/M-IND/PER/7/2008)

を鑑み、

以下を決定した：

特定用途免税制度の枠組みにおける原材料輸入のための
サーベイヤーによる検証作業の技術指針に関する
金属・機械・繊維・の産業総局長規定を定める。

第1条

本規定した中で：

1. ユーザー産業 (User Industry) とは、インドネシアと日本との協力において、特定用途免税制度を通じ、大臣が指定したサーベイヤーが発行する特定用途免税制度登録証明書 (SKVI-USDFS) を取得して、生産用の原材料輸入を行う産業のことである。
2. 産業グループとは、特定用途免税制度を利用できるインドネシア標準産業分類 (KBLI) 2005に規定する産業グループのことである。
3. 特定用途免税制度 (以下、「USDFS」という。) とは、財務大臣規定第96号 (No.96/PMK.011/2008) の添付に基づき、ユーザー産業の生産用に用いられる、国内でまだ生産されていない製品の関税率の規定したことである。
4. 金属及び金属製品向けの各種特殊作業を行う産業 (Steel Service Center/SSC) とは、カッティング (*cutting/shearing*)、表面処理 (*grinding*)、鉄鋼成型 (*drawing*)、及び/又は最終処理 (*finishing*) を含む、インドネシア標準産業分類 28920 に含まれる企業のことである。
5. 原材料とは、財務大臣規定第96号 (No. 96/PMK. 011/2008) の添付に記載された材料のことであり、より付加価値が高い半製品及び/又は完成品を作るために用いられ、国内の産業がまだ生産できず又は満たすことができず、日本で生産され、原産地証明書 (COO) と *mill certificate* 又は同類の書類を添付して日本から送られ、国内外で適用される基準を満たした材料である。
6. 事業責任者 (*Project Owner*) とは、石油・ガス及び/又は発電産業分野において事業の責任を有する者のことである。

7. 事業開発実施者 (*Project Developer*) とは、事業責任者から作業を与えられ、契約を有する企業であり、エンジニアリング、調達及び/又は建設の形態をなす。
8. 下請け業者とは、ユーザー産業 (SSC を除く) 及び/又は事業開発実施者と契約を有する企業のことである。
9. 裾野産業 (*Support Industry*) とは、ユーザー産業が生産する最終製品の一部を成す物品又は製品を生産する産業のことである。
10. 転換とは、1 製品単位向けの原材料の利用の計算のことである。
11. 生産能力とは、ユーザー産業の会社の生産能力のことであり、検証作業によって工業事業許可に記載された USDFS の有効期間である最大 12 ヶ月の最大値のことである。
12. 検証作業とは、USDFS 利用条件の適合性に関する確実性及び/又は正当性を確保するために産業に対し行われる検査及び産業振興に対する関税譲許供与の利益分析を行う行為である。
13. 初期検証とは、原材料の輸入関税免除を申請するユーザー産業に対し、法的側面、原材料の数、種類、仕様、実際の生産能力の検査のために行われる検証活動のことである。
14. 生産時検証とは、初期検証を実施したユーザー企業に対し、USDFS の登録を受けた原材料輸入の実績と国内での利用状況を検査するために行われる検証活動のことである。
15. 最終検証とは、USDFS の登録を受けた原材料輸入の実績と国内での利用に対する生産時検証を実施したユーザー企業に対し、USDFS の有効期間の終わりに生産活動の推移の概要を把握するために行われる検証活動のことである。
16. 登録証明書 (SKVI) とは、サーベイヤーが特定用途免税制度の申請を行った企業に対して発行し、工業大臣あるいは指定された者が署名を行った検証の結果のことである。
17. 承認印とは、工業大臣が指名した者による、USDFS 登録証明書への署名、番号、役職印の押印のことである。
18. 年間税とは、税務伝票により証明される、ユーザー産業が支払う税金のことである。
19. サーベイヤーとは、USDFS の枠組みにおいて検証作業を行うために工業大臣規定に基づき指名された、企業の検証を行う能力を有する独立した機関のことである。
20. 総局長とは、工業省の金属・機械・繊維産業総局長のことである。

第2条

- (1) 第1条1号に規定したユーザー産業は、本規定の添付にある書式（以下、「書式」という。）V1を用い、以下の書類を添付してサーベイヤーに申請を行う：
- a. 会社設立証書と最新の変更証書の写し又は官報に記載されたもの
 - b. 工業事業許可書（IUI）と拡張許可書（ある場合）の写し
 - c. 納税者番号（NPWP）の写し
 - d. 課税業者番号書の写し
 - e. USDFS 関税免税譲許を受ける前の年間税納税証の写し
 - f. 製造/限定輸入業者番号（API-P/T）の写し
 - g. 会社所在証明書の写し
 - h. 通関登録番号（NIK）
 - i. 以下を含む物品輸入計画（RIB）：
 - ・書式 V2 に基づく、名前、価格、技術使用、HS番号（10 桁）、ストック、輸入量計画を含む1年間の原材料利用リスト
 - ・書式 V3 に基づく、製品構造名、生産量計画、生産のための原材料利用転換に関する自己評価(self-Assesment)を含む生産計画
 - j. 書式 V4 に基づく、生産ライン設備能力データ
 - k. 書式 V5 に基づき、譲許を受ける前の過去12ヶ月間の生産、販売（輸入・国内）、労働力、年間税納税を含む会社概要（会社取締役が署名のこと）
 - l. 生産プロセスフロー図、生産機器のリストとレイアウト
 - m. ユーザー産業、事業開発実施者、下請け業者及びその他 USDFS を利用する関係者が検証を受ける用意がある旨の表明書（作業委託者と請負者の契約書の写しも添付のこと。）
- (2) 書式 V1 から V5 までは、初期検証に必要とされる。
- (3) 書式 V6 から V12 までは、生産時検証と最終検証用に必要とされる。
- (4) 翌年の登録証明書の申請は、当該年の登録証明書の有効期間終了の2ヶ月前にサーベイヤーに申請可能である。

第3条

- (1) 第2条の技術規定に対する検証作業の手順は次ぎの3段階である：
- a. 初期検証は、
 - 1. 第2条第1項と第2項に規定した書類の不備の検証をし、続いてユーザー産業とサーベイヤーとの協力契約の署名を行う。
 - 2. 原材料の数、種類、仕様、実際の生産能力を含む現場検査を行う。
 - 3. 初期検証結果報告には少なくとも以下を記載すること：
 - i. 会社 ID
 - ii. 名前、技術使用、HS 番号（10 桁）、利用量（物品輸入計画/RIB）から構成される原材料に関する勧告
 - iii. 転換決定
 - iv. 生産能力
 - 4. 初期検証結果報告は、協力契約を署名し、書類に不備なきものとされてから10営業日以内に発行し、初期段階の登録証明書に記載の上、承認印を記載すること。

5. 承認印番号は、USDFS の枠組みにおける関税率利用に関する関税総局長令発行に用いられる。

b. 生産時検証は、

1. 原材料の輸入と利用実績が 50%に達した時又は有効期間の半ばで行う。
2. 生産時検証結果報告には少なくとも以下を記載すること：
 - i. 輸入し、利用した原材料の量の実績
 - ii. 生産した製品の数の実績（廃棄又は売却分を含む）
 - iii. 生産に関連する労働力データ
3. 生産時検証結果報告は、生産時検証実施後、書類に不備なきものとされてから 5 営業日以内に発行し、生産段階の登録証明書に記載の上、承認印を記載すること。

c. 最終検証は、

1. 原材料の輸入と利用実績が 100%に達した時又は有効期間の終了を控えた時点で行う。
2. 最終検証結果報告には少なくとも以下を記載すること：
 - i. 輸入し、利用した原材料の量の実績
 - ii. 生産した製品の数の実績（廃棄、不良品及び売却分を含む）
 - iii. 生産、販売、労働力、年間税納税を含む、関税譲許供与前後の会社の状況
3. 最終検証結果報告は、最終検証実施後、書類に不備なきものとされてから 10 営業日以内に発行し、最終段階の登録証明書に記載の上、承認印を記載すること。

- (2) 本条第 1 項 a の 4 に規定した登録証明書は、関税総局長に関税譲許申請を行う際に、必ず添付しなければならない。
- (3) 本条第 1 項 b の 3 と c の 3 に規定した生産時検証結果報告と最終検証結果報告は、次回の USDFS 申請のための評価材料として用いられる。

第 4 条

- (1) ユーザー産業は、USDFS の承認を受けるために、サーベイヤーに対し、本規定第 3 条に規定した、必要な原材料の計画、実績、利用などの関連データと書類、検証を行うのに必要となる裾野産業に関するデータを全て提出しなければならない。
- (2) ユーザー産業は、USDFS を利用した原材料の輸入実績を毎回記録し、輸入通関申告書（PPI 又は PIB）発行後、1 週間以内に書式 V6 から V12 を利用し、Invoice, P/L, B/L, Mill Certificate 又は同種の書類、原産地証明書（COO）の写し、その他補助書類を添えて、サーベイヤーに報告しなければならない。
- (3) ユーザー産業は、物品仕様試験を行う必要がある場合、サーベイヤーに原材料のサンプルを提出しなければならない。
- (4) ユーザー産業は、次回の USDFS の計算を行うために、利用されなかった原材料について総局長に報告しなければならない。
- (5) ユーザー産業は、廃棄と不良品（返却分）を総局長に報告しなければならない。

- (6) ユーザー産業は、輸入商業及びその他現行の技術規定を遵守しなければならない。

第5条

- (1) 数、種類、仕様を含む原材料輸入計画の変更及び関税免税譲許利用に影響をもたらす生産の変更を行うユーザー産業は、財務大臣決定書発行前までの間、サーベイヤーに再検証申請を行わなければならない。
- (2) ユーザー産業は、申請の合計が生産能力を超えない限り、新たな登録証明書を取得するために、検証申請を行うことができる。
- (3) USDFS の枠組みにおける関税率の利用に関する財務大臣決定書が発行された後、生産能力の向上（工業事業許可拡張）があった場合、ユーザー産業は、新たな登録証明書を取得するために検証申請を行うことができる。
- (4) 上記第2項と第3項の登録証明書は、最初の登録証明書の終了まで有効とする。

第6条

- (1) 財務大臣規定第96号（No. 96/PMK. 011/2008）の添付及び/又は本規定添付に記載する原材料を生産できると表明する国内企業は、その表明の正当性についてサーベイヤーが検証を行うよう、総局長を経由して工業大臣に申請を行うことができる。
- (2) 上記第1項に規定する申請は以下の書類を添付すること：
- a. 会社設立証書と最新の変更証書の写し
 - b. 工業事業許可書/工業登録証
 - c. 納税者番号（NPWP）の写し
 - d. 1年間に生産可能な原材料の名前と種類、仕様、HS番号（10桁）と能力
 - e. 認定済みの独立試験所からの品質試験合格認証の写し
 - f. 各工程のフローと生産機器リスト
 - g. 製品の販売を行っている製造業者については、販売と生産データ
- (3) 上記第1項の検証に含まれるものは、以下のとおり。
- a. 書類の不備の検証
 - b. 生産能力の検証
 - c. 認定済みの試験所による製品の使用と品質検査
- (4) 上記第1項の検証結果に関し、少なくとも以下の項目が検証報告に記載される：
- a. 会社ID
 - b. 製品名、種類、使用、HS番号（10桁）
 - c. 機械、労働力、原材料、組織、経営などの生産能力
 - d. 認定済みの試験所による仕様・品質試験結果
- (5) サーベイヤーは、USDFSの評価のために、上記第4項に規定した検証結果を総局長を経由して工業大臣に報告しなければならない。

第7条

- (1) サーベイヤーは、各自の利害と権限に基づき、関係者（工業省、財務省、ユーザー産業）がアクセス可能な検証結果に関する情報を網羅した総合情報システムを構築しなければならない。
- (2) サーベイヤーは、以下の項目について報告書を作成し、総局長を経由して工業大臣に書面で提出しなければならない：

- a. 4ヶ月に1度、少なくとも以下の項目が含まれた検証実施報告
 - i. 検証済みの会社データ
 - ii. 原材料の輸入計画と生産成果
 - iii. 原材料輸入実績
 - b. 毎年度末、裾野産業を含むユーザー産業毎の進捗について、USDFS の費用対効果分析
 - c. 毎年度末、裾野産業の成長、新規投資、ユーザー産業の生産能力、輸出の増加、国内市場シェア、雇用吸収など、ユーザー産業の発展分析
 - d. 必要に応じて、総局長を経由して工業大臣に申請済みの会社のデータ/情報/説明
- (3) サーベイヤーは、総局長を経由して工業省からの書面による事前の承認なく、いかなる者に対してもデータ/情報/説明を出してはならない。

第8条

検証作業の費用は、申請したユーザー産業に対し、輸入額の最高1%を課す。

第9条

エネルギー設備分野のユーザー産業については、USDFS は、大部分の株式をインドネシア及び/又は日本の投資家が保有する事業責任者との契約を有する下請け業者及び/又は事業開発実施者に適用される。

第10条

本規定第4条第2項の規定に基づく輸入実績データを正しく、かつ時間を厳守して提出しないユーザー産業には、総局長が勧告を送付し、その写しを関税総局長に送付して、次回のUSDFSの申請を再検討させるものとする。

第11条

USDFS の実施において、サーベイヤーとユーザー産業申請者又はユーザー産業との間で紛争が生じた場合、その解決については、工業大臣名義により総局長が定めた解決決定により、IJ-EPA 協定書類に準拠して行う。

第12条

本総局長規定は2008年7月1日から発効する。

2008年7月1日、ジャカルタにて制定

総局長

アンサリ・ブカリ